

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
新開発食品調査部会新開発食品評価調査会
「指定成分等含有食品等との関連が疑われる健康被害情報への対応
ワーキンググループ」設置要綱

令和2年12月7日

(最終改正：令和3年11月18日)

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
新開発食品調査部会決定

1. 設置趣旨

厚生労働省は、令和2年6月に施行された改正食品衛生法第8条に基づき、指定成分等含有食品による健康被害情報について、各都道府県知事等に対し、その報告を求めている。

今般、届出された健康被害情報について専門的見地等に基づいた対応を検討するため、食品衛生分科会規程第3条に基づき設置された新開発食品調査部会新開発食品評価調査会（以下「調査会」という。）に、「指定成分等含有食品等との関連が疑われる健康被害情報への対応ワーキンググループ」（以下「WG」という。）を設置することとする。

2. 審議事項

令和2年6月1日以降に厚生労働省に報告された、指定成分等含有食品及びその他のいわゆる「健康食品」※（以下「指定成分等含有食品等」という。）との関連が疑われる健康被害情報に対して、食品衛生上の措置の要否についての検討を行う。

※いわゆる「健康食品」：この設置要綱に規定するいわゆる「健康食品」とは、医薬品以外で経口的に摂取される「健康の維持・増進に特別に役立つことをうたって販売されたり、そのような効果を期待して摂られている食品」のことをいい、指定成分等含有食品も含む。また、特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品といった制度上の区分を区別することなく、こうした食品もいわゆる「健康食品」に含まれる。（参考：「食品の安全性に関する用語集」第6版（内閣府食品安全委員会））

※いわゆる「健康食品」と呼ばれるものについては、法律上の定義がない。

3. 組織等

(1) WG は、指定成分等含有食品等との関連が疑われる健康被害情報の内容に応じて、新開発食品調査部会（以下「部会」という。）及び調査会の

- 委員のうち、当該健康被害に係る専門的知見を有する4～5名程度の委員及び数名の参考人をもって構成し、互選によりWG座長を選出する。
- (2) 必要に応じて、WG座長の判断により、他の委員又は外部の有識者に意見を求めることができる。
 - (3) 年に3回程度WGを開催する。
 - (4) WGの事務は、厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課新開発食品保健対策室が行う。

4. その他

- (1) WGの構成員は部会長が指名する（名簿は別紙のとおり）。
- (2) この要綱に定めるもののほか、WGの運営に関して必要な事項は、部会長が定めることができる。

(別紙)

「指定成分等含有食品等との関連が疑われる健康被害情報への対応
ワーキンググループ」構成員 名簿

令和2年12月7日

(最終改正：令和5年5月26日)

<委員> (50音順)

加藤 将夫	金沢大学	医薬保健研究域 薬学系分子薬物治療学	教授
曾根 博仁	新潟大学	血液・内分泌・代謝内科	教授
塚本 和久	帝京大学	内分泌代謝・糖尿病内科	教授
西崎 泰弘	東海大学	医学部 総合診療学系健康管理学領域	主任教授

<参考人> (50音順)

阿部 理一郎	新潟大学	皮膚科	教授
迎 寛	長崎大学	呼吸器内科	教授
山縣 邦弘	筑波大学	腎臓内科	教授

※なお、参考人については、食品衛生分科会審議参加規程第4条の規定に基づき、WG開催時に、その都度招致する。

<事務局>

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課新開発食品保健対策室